

夢プラスワン指定居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団志誠会が開設する夢プラスワン指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方法)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員等は、利用者の身体状況、心理的状況、生活環境等に関するアセスメント結果に基づき、その利用者が可能な限り居宅において自立した生活を安定して継続できるよう居宅サービス計画を作成する。

2. 事業所の介護支援専門員等は、利用者の選択に基づき、居宅サービス計画に沿って、適切な保健・医療・福祉等のサービスが多様な事業者から効率的且つ効果的に提供されるよう中立公正な立場で調整を図る。

3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センター等のサービス提供機関との連携を図り、協力関係の確立に努める。

4. 介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談事業者との連携に努める。

(事業の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 夢プラスワン指定居宅介護支援事業所
2. 所在地 千葉県香取市大倉字入り1196-1

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、介護支援専門員は居宅介護支援の提供にあたることとする。

1. 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも指定居宅介護支援の提供にあたることとする。
2. 職員数 主任介護支援専門員 1名以上(常勤専従)
介護支援専門員 3名以上(常勤専従)

(会議、相談に使用する場所)

第5条 介護支援専門員が会議及び要介護者との相談等に使用する場所は次のとおりとし、課題分析表及び居宅訪問頻度は次のとおりとする。

1. 事業所において会議及び面談等を行う場合は、相談室及び医療法人社団志誠会の所有する施設内の会議室にて行うものとする。(サービス担当者会議も同様とする)
2. 使用する課題分析表は居宅サービス計画ガイドラインとする。
3. 介護支援専門員等の居宅訪問頻度については、1ヶ月に1回以上(年12回以上)の訪問を行うものとする。その結果を記録する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとし、12月29日から1月3日及び祝日は除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 24時間常時連絡できる体制を整備する。

営業しない日、夜間及び祝日の連絡先

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ① 夢プラスワン指定居宅介護支援事業所 | 0478-57-1580 |
| ② 介護老人保健施設夢プラスワン | 0478-57-1511 |
| ③ 本体施設で対応又は携帯電話に連絡
携帯電話 | 090-3336-1580 |

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第7条 1. 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1)市から委託を受けた場合、要介護の認定に係る訪問調査
 - (2)課題分析(アセスメント)
 - (3)居宅サービス計画の作成
 - (4)指定居宅サービス事業者等との連絡調整(サービス担当者会議の開催)
 - (5)サービスの継続的な管理(モニタリング)と評価(再アセスメント)
 - (6)利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、紹介その他の便宜を提供する。
2. 居宅サービス計画の作成にあたり複数の指定居宅サービス事業者を紹介し、利用者に選択を求めることとする。
- また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行う。
3. 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活中心型)を位置づける場合、その利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村に届け出ることとする。
4. 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置づける場合、利用者の居宅における自立した生活の維持に十分留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期限のおおむね半数を超えないようにすることとする。
5. 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合は、その理由の妥当性を検討し、居宅サービス計画に福祉用具が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をしたうえで、その理由を居宅サービス計画に記載することとする。
6. 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置づける場合、その理由の妥当性を検討し、居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を掲載することとする。
7. 利用者が訪問看護やリハビリ等の医療系サービスを希望した場合、利用者の同意を得て主治医等に意見を求め、この主治医に対し、ケアプランを交付する。
8. 訪問介護職員等の居宅介護サービス事業所から利用者の服薬状況や口腔機能等心身又は生活の状況に係る情報を受けたときは、利用者の同意を得て、必要な情報を主治医に提供する。
9. 利用者が入院する必要が生じた場合、担当する介護支援専門員の氏名を入院先医療機関に伝えるよう利用者又は利用者家族に求める。
10. 著しい状態変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者について、サービス担当者会議の招集は省略し、主治医の意見を勘案した上で対応する。

11. 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- (1) 通常の実施地域を越えて片道概ね15km未満 ￥0
 - (2) 通常の実施地域を越えて片道概ね15km以上 1kmにつき￥50
12. 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名(署名捺印)を受ける事とする。
13. ケアマネジメントの公正中立性の確保をはかるため、過去6か月のサービス割合、同一事業所提供割合を説明・公表する。

(緊急時における対応)

第8条 介護支援専門員は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 通常の事業の実施地域は、香取市、香取郡(神崎町、東庄町、多古町)の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会に年2回以上定期的に参加し、その結果について従業者に周知徹底する。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
4. 上記1から3までを適切に実施するための担当者は管理者とする。

(身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、次の措置を講ずる。

1. 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年1回以上定期的に実施する。
4. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(事故発生時の対応)

第12条 介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第13条 事業所は、提供した居宅介護支援又は自らが居宅介護支援に位置付けた居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第14条 1. 事業所は、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センター等のサービス提供機関との連携を密にし、ボランティア、近隣の支援と調整を図り、支援の提供を図る。
2. 介護支援専門員等の資質向上を図るため、利用者の人権擁護、虐待防止、感染症・災害発生時の対応等の研修の機会を設けるものとし、業務体勢を整備する。
3. 従業者は知り得た要介護者またはその家族の秘密をみだりに第三者に知らせたり、または不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。
4. この規程に定める他、運営に関する重要事項は医療法人社団志誠会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

付則

平成 12 年 4 月 1 日から施行する

平成 18 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

平成 21 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

平成 23 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

平成 24 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

平成 27 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

平成 30 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

令和 2 年 3 月 1 日から一部改訂して施行する

令和 3 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する

令和 5 年 9 月 1 日から一部改訂して施行する

令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂して施行する